

## 県立長崎シーボルト大学附属図書館運営委員会規程

(設置)

第1条 県立長崎シーボルト大学附属図書館規程第4条に基づき、県立長崎シーボルト大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)附属図書館諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (2)附属図書館の事業計画に関する事項
- (3)図書及び学術資料の収集計画並びに購入計画に関する事項
- (4)その他図書館運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、学長が任命する。

- (1)附属図書館長
- (2)各学部ごとに教授、助教授、または講師のうちから2名
- (3)附属図書館職員のうちから1名

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、附属図書館において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月6日から施行する。